

企画競争説明書

業務名称： フィリピン国カトゥビッグ農業総合開発事業 国家灌漑庁分
事業管理支援 【有償勘定技術支援】

案件番号： 180561

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

(1) 業務名称：フィリピン国カトゥビグ農業総合開発事業 国家灌漑庁分事業管理支援 【有償勘定技術支援】

(2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

() 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款

すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

(○) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款

国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

(4) 契約履行期間(予定)：2019年2月下旬～2020年2月下旬

4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

特になし

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

（５）競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

6 説明書に対する質問

（１）質問提出期限：2018年12月26日（水）12時

（２）提出先・場所：上記４．窓口

注１）原則、電子メールによる送付としてください。

注２）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭での質問は、原則としてお断りしています。

（３）回答方法：2019年1月8日（火）までに機構ホームページ上に行います。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

7 プロポーザル等の提出

（１）提出期限：2019年1月11日（金）12時

（２）提出方法：郵送又は持参

注１）郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注２）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

（３）提出先・場所：上記４．窓口

（４）提出書類：プロポーザル 正１部 写 ４部

見積書 正１部 写 １部

（５）プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

１）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

２）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

３）同一提案者から２通以上のプロポーザルが提出されたとき

４）既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

５）虚偽の内容が記載されているとき

６）前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

（６）見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正１部と写１部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

１）「３ 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

２）以下の費目については、別見積りとしてください。

a) 旅費（航空賃）

b) 旅費（その他：戦争特約保険料）

c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

第4.6. 安全管理の例外措置に係る費用

【旅費（航空賃）の本見積りに伴う取扱いについて

本契約においては、旅費（航空券）を本見積りに入れて頂くこととしています。このため、契約の履行に際しては、旅費（航空賃）について、以下のとおりの取扱いとなりますので、ご留意願います。

- 1) 旅費（航空賃）を別見積りとした場合と同様に、契約で合意された航空賃単価、渡航回数、航空券クラス、渡航経路、航空会社の範囲内で手配することを原則とし、証拠書類に基づく実費精算とする。
- 2) 渡航回数の増加が必要な場合であって、他の直接経費から流用が可能な場合は、打合簿による増加を認める。また、契約金額の増額が必要と認められる場合、契約変更を検討する。
- 3) 「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の規定によらず、旅費（航空賃）についても、打合簿に基づく他の直接経費の費目（中分類）への流用を認める。
- 4) 一方、契約約款第14条第5項第1号（航空賃増額の際の契約金額を超えた精算）は適用しない。

- 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

特になし

- 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) PHP 1 = 2.165960 円
- b) US\$ 1 = 113.385000 円
- c) EUR 1 = 129.024000 円

- 5) その他留意事項

特になし

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

a) 業務主任者／事業管理支援

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 4.75 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

() 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

(○) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月1日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*
- *④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

（2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ） 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ） 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

1.3 その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 類似業務：灌漑事業管理/監理

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料 3 「業務管理グループ制度と若手育成加算」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

（○）本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／事業管理支援）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：灌漑事業管理/監理

b) 対象国又は同類似地域：フィリピン 及び全世界での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

() プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

フィリピン国カトゥビッグ農業総合開発事業 国家灌漑庁分事業管理支援 【有償勘定技術支援】

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／事業管理支援	(50.00)	(—)
ア) 類似業務の経験	20.00	—
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	5.00	—
ウ) 語学力	8.00	—
エ) 業務主任者等としての経験	10.00	—
オ) その他学位、資格等	7.00	—
②副業務主任者	(—)	(—)
カ) 類似業務の経験	—	—
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	—
ク) 語学力	—	—
ケ) 業務主任者等としての経験	—	—
コ) その他学位、資格等	—	—
③体制、プレゼンテーション	(—)	(—)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
シ) 業務管理体制	—	—
(2) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第3 業務の目的・内容に関する事項】

1. 事業の背景

円借款事業 HCAAP(カトゥビグ農業総合開発事業)は、農村基盤整備を行うことにより農業生産性の向上と農産物の増産を図り、ひいては地域農民の所得向上、保健・衛生状態の改善に寄与することを目的として、2001年5月に貸付契約が調印された。承諾金額は5,210百万円。実施機関は北サマル州政府(PGNS)、国家灌漑庁(NIA: National Irrigation Administration)、公共事業道路省(DPWH)等(注: NIAは当時農業省(DA)の付属機関であった)。事業内容のうち、NIAが実施する灌漑施設コンポーネントについては、国際競争入札にてHanjin社(韓国企業)が受注したが、スコープ縮小の後、2010年12月に契約解除に至った。NIAは、同契約の残工事を整理の上、ダム別の3事業(Pinipisakan灌漑事業、Bulao灌漑事業、Hagbay灌漑事業)に再編し、4件の国内調達・契約(Domestic Bidding/Contract)、及び多数の国内小規模調達・契約(Local Minor Bidding/Contract)を実施してきている。2013年1月に貸付実行期限を迎えた時点で、灌漑施設コンポーネントに未完箇所が残ったことを受け、NIAがこれら未完箇所を自国予算にて完工する旨を書面確認し、貸付は終了した。

JICAは、その後のNIAによる事業進捗が芳しく無いことに問題意識を持ち、2017年9月に約3週間、日本人コンサルタント1名をNIA-HCAAPプロジェクト事務所(Project Management Office)(以下、PMO)へ派遣し、当該事業下の各種契約関係及び進捗と、当該事業への影響要因を分析した上で、「Exit Report(2017年9月20日付)」を取りまとめた。同報告書のエッセンス、特に2019年9月を完工目途とした事業実施プラン、及び係るプランを実現するためのNIA内事業体制・事業実施方法の改善案(10点)については、2017年12月のHCAAP関係者会議(Multi Stakeholders Meeting)にて承認を受けると共に、NIA本部へ報告された。HCAAP灌漑施設コンポーネントのPhysical Accomplishmentは、2018年10月末時点で81.9%で、26の施工契約が履行中である。NIAは今後、今2018年度予算にて2件、来2019年度予算にて2~3件の国内小規模調達(Local Minor Bidding/Contract)を予定している(これをもってNIAの調達は全て完了予定)。(なお、2018年11月のHCAAP関係者会議において、NIAによる灌漑施設コンポーネントの完工目標を2019年12月へ繰り延べる提案がなされ、承認された。)

またJICAは、灌漑水が到達しているにも関わらず圃場整備が未完の地域、また圃場整備まで了しているにも関わらず灌漑稲作が行われていない地域があることに問題意識を持ち、2017年5月から2019年5月までの予定で、フィリピン大学 Los Banos 校(UPLB)への業務委託にて、SAPS(Special Assistance for Project Sustainability)事業を実施中である。事業内容は、①市場経済調査を通じた稲作阻害要因の抽出、②営農指導の実施、③HCAAP関係者会議の実施支援、の三点を柱としている。2018年11月のHCAAP関係者会議では、HCAAP事業の成果発現及び持続性確保のための各関係機関によるアクションプラン(10項目)、及び各水利組合による灌漑稲作実現までのアクションプランが、検討の上、承認された。

前述「Exit Report」の作成から約1年となる2018年11月に、JICAフィリピン事務所がNIAと共に事業実施プラン及び改善案のレビューを行った。一定程度の事業改善がみられた一方で、今後の着実な事業進捗の担保に際しては、NIAによる事業管理に関して更なる協力の余地があることが確認された。また併せて、HCAAP灌漑施設コンポーネントにてこれまでに建設された施設において、完工からの経年にて損傷箇所等が発生している可能性が高く、今後の通水試験より前に完工済み構造物の現状を把握し、必要な対策を講じておく必要性が提起された。以上の背景のもとに、本件業務を実施する。

2. 事業の概要

(1) 事業名

カトゥビグ農業総合開発事業 国家灌漑庁分事業管理支援

(2) 事業対象地

フィリピン国北サマル州の以下の地域。

- ・カタルマン市(Catarman City) (PMOの所在地)
- ・カトゥビグ町(Catubig Municipality)内の以下のバランガイ
 - Poblacion バランガイ (NIA-HCAAP現地事務所(Field Office)の所在地)
 - Inuboran バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - Magtuad バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - Anongo バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - San Jose バランガイ (灌漑施設の建設地)
- ・ラスナバス町(Las Navas Municipality)内の以下のバランガイ
 - Rebong バランガイ (NIA-HCAAP現地事務所(Field Office)の所在地)
 - San Isidoro バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - San Fernand バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - San Jorge バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - Dapdap バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - Del Pilar バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - Guyo バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - Mabini バランガイ (灌漑施設の建設地)
 - Bulao バランガイ (灌漑施設の建設地)

(「灌漑施設の建設地」は、【第4 業務実施上の条件】「4. 配布資料／貸与資料」(2)貸与資料「1」「Exit Report -A Catch-up Plan on HCAAP-」冒頭 Project Map の薄緑色箇所(凡例:Irrigable Area)に同じ。)

(「バランガイ」は、フィリピンの最小地方自治単位。)

(3) 関係省庁・機関

国家灌漑庁 (National Irrigation Administration)

(4) 本事業に関連する我が国の主な援助活動

- ・ カトゥビグ農業総合開発事業(Help for Catubig Agricultural Advancement Project: HCAAP)(円借款事業、52.1 億円、2001 年 L/A)(灌漑施設コンポーネントの主たる内容は、ダム 3 基、一次水路 6 本、二次水路、及び圃場内水路。計画値は、灌漑面積 4,550ha、一次水路延長:77km。)
- ・ カトゥビグ農業総合開発事業援助効果促進調査(Special Assistance for Project Sustainability (SAPS) for HCAAP)(有償勘定技術支援)

3. 業務の目的

NIA が実施中の、HCAAP 灌漑施設コンポーネント後継 3 事業(Pinipisakan 灌漑事業、Bulao 灌漑事業、Hagbay 灌漑事業)の早期完工、水利組合への円滑な引渡しに向けて、特に課題として大きい「NIA による事業管理」への支援を行うと共に、既存構造物の現状を把握し、要修繕箇所への対策を検討する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の協力を実施し、「7. 報告書等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針および留意事項

(1) 「3.業務の目的」に前述した『NIAによる事業管理への支援』について、詳述すると以下のとおり。すなわち、HCAAP 灌漑施設コンポーネント後継 3 事業(Pinipisakan 灌漑事業、Bulao 灌漑事業、Hagbay 灌漑事業)下で、26 件の施工契約が履行中、かつ 4~5 件の新規施工契約が見込まれる中、これら 3 事業の早期完工に向けては、各契約に係る契約管理及び施工監理に加えて、3 事業全契約を俯瞰して、(遅延リスク等を勘案の上で)人・物・金等の動きの最適解を探す(すなわち事業マネジメント)必要がある。特に、14 契約を 2 業者が受注しており特定業者への負荷が大きいこと、各施工サイトまでのアクセス道路が限られることから資機材の移動時に他契約の工区を通過せざるを得ない場合がある(それが未舗装路の状況悪化を引き起こす場合がある)こと、受注者が当該地域で調達しうる労務や資機材の総量には限りがあることから、各受注業者間での獲得し合い、ないし一業者の契約工区間で準線りの使用となる場合があること等から、各契約は人・物・金等の点で相互に影響力を持っており、この点を十分に把握、検討する必要がある。なお、NIA による事業全体の管理、ないし各契約の管理の現状については、「第 4 業務実施上の条件」「4. 配布資料／貸与資料／閲覧資料」(2)-1)に後述の「Exit Report」を参照のこと。

(2) 本件事業対象地は、フィリピン国 PAGASA(大気地球物理天文局)による気候区分における Type II に属し、1 年 12 か月は、小雨季(3~8 月)と大雨季(9~2 月)に大別される。前者が施工適期であり、この期間を十分に施工に充てられるような、調達管理、契約管理等が、建設工事進捗の最大化に肝要である。

(3) 本件コンサルタントは、JICA フィリピン事務所と相談の上、HCAAP 灌漑施設コンポーネントの後継 3 事業(Pinipisakan 灌漑事業、Bulao 灌漑事業、Hagbay 灌漑事業)に対する、NIA 本部及び NIA 第 8 地域事務所の理解と責任ある関与を引き出せるよう工夫する。

(4) 「コンサルタント等」(以降、右表記には「現地要員」(現地再委託先人員ないし特殊傭人)を含まないものと定義する)は、「現地要員」の業務、及び本件事業の進捗を管理する。よって「コンサルタント等」の現地派遣が無い期間についても、「現地要員」は日々の業務状況について十分な頻度で「コンサルタント等」に報告し、「コンサルタント等」はこれを十分な頻度で確認すると共に、「現地要員」と必要な協議を持ち、また指示を与える。

(5) 2019 年 5 月までは、前述のとおり UPLB チームによる SAPS 事業が実施中であることから、本件コンサルタントは、同チームと適宜の情報交換及び連携に努める。

(6) 2019 年に、JICA は HCAAP の事後評価(外部評価)の実施を予定しており、特に 3~4 月及び 6 月に現地調査が予定されている。本件コンサルタントは、同評価の評価者が灌漑施設コンポーネントに関する情報を十分かつ効率的に得られるよう協力する。

(7) 事業対象地の一部は NPA(新人民軍)の活動地域であることを念頭に、本件コンサルタントは、「コンサルタント等」及び「現地要員」への十分な安全対策を講じる。(委細は、【第 4 業務実施上の条件】「6. 安全管理にかかる例外措置」、及び同「8. その他留意事項」(3)「安全管理」を参照のこと。)

(8) 前述のとおり、NIA による灌漑施設整備コンポーネントが当初完成予定から大幅に遅延していることを受け、受益者である水利組合員等は、係る行政サービスを受けられないまま長年を経ており、行政に対する不満が蓄積されている。よって本件コンサルタントが水利組合員等と接する際には、斯様な背景を理解した上で、

丁寧な対応が求められる。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポート協議

【「業務主任者/事業管理支援」の第一回現地作業時を想定】

関係資料を確認の上で、協力全体の方針、方法、及び作業計画を検討の上、インセプション・レポート(案)を策定し、JICA の確認を得た後に、NIA 本部(副長官級)、NIA 第 8 地域事務所、及び PMO との打合せを経て最終化する。(効果・効率の観点から、同地域事務所と PMO とが同席する形での打合せが望ましい。)

(2) 改善策・対応策の検討、協議

【「業務主任者/事業管理支援」の第一回現地作業時を想定】

前述「Exit Report(2017 年 9 月 20 日付)」をベースとして、HCAAP 灌漑施設コンポーネント後継 3 事業(Pinipisakan 灌漑事業、Bulao 灌漑事業、Hagbay 灌漑事業)の早期完工に向けた改善策・対応策を検討の上、NIA 及び JICA との打合せを経て最終化する。

(3) 施工現場巡回への同行、施工進捗の把握、協議

【「事業管理支援補助」が通期で実施することを想定】

PMO 下の Field Engineer が実施する施工現場巡回に、可能な範囲で同行し、施工進捗を把握すると共に、Field Engineer による施工監理の現況を確認する。必要に応じて、より効果的な施工監理(施工現場巡回を含む)の方法について、Field Engineer と協議・提案すると共に、係る協議結果及び提案事項を PMO マネジメント層へフィードバックする(口頭及び書面)。なお、大雨季(9~2 月)には、降雨及びそれに伴うアクセス道路のぬかるみ等によって、施工できない日の増加や、契約の一時停止が予見され、施工現場巡回(への同行)の頻度は小雨季(3~8 月)に比べて下がると想定される。

(4) 施工業者との月例会議への同席、協議内容の把握、協議

【「事業管理支援補助」が通期で実施することを想定】

PMO が行う施工業者との月例会議(全契約業者が一堂に会する会議、及びその後のフォローのための個別会議)に同席し、協議内容を把握する。必要に応じて、より効果的な施工監理(会議での施工業者への対応ぶり、より効果的な会議実施方法等)の方法について、会議後に NIA 側出席者と協議・提案すると共に、係る協議結果及び提案事項を必要に応じて PMO マネジメント層へフィードバックする(口頭及び書面)。

(5) 契約解除に係る現況把握、原因分析・協議

【通期で適時に実施することを想定】

NIA 本部が進めている、現行契約(Domestic Contract)2 件の契約解除手続きについて、進捗情報を NIA 本部から随時収集する。予定されたスケジュールからの著しい遅れがみられる場合には、この原因を分析し、改善策について NIA 本部と協議する(遠隔のため、電話・電子メール等を想定)。

(6) 新規調達に係る状況把握、原因分析、協議

【通期で適時に実施することを想定】

今後 NIA 第 8 地域事務所が行う、施工業者の新規調達(Local Minor Contract)(4~5 件)について、進捗情報を同地域事務所から収集する。予定されたスケジュールからの遅れがみられる場合には、この原因を分析し、改善策について同地域事務所と協議する。また係る新規調達に際し、PMO から同地域事務所へ十分な情報提供がなされ、これが調達手続き・関連書類に活かされているかを確認し、不十分であれば JICA に事

前に確認したうえで同地域事務所及び PMO へ提言する。

(7) 既存構造物の現状確認

【「構造物検査補助」が小雨季期間中に踏査し、「構造物検査」がこの業務の品質管理を行う想定】

HCAAP 灌漑施設コンポーネント、及び後継 3 事業(Pinipisakan 灌漑事業、Bulao 灌漑事業、Hagbay 灌漑事業)下でこれまでに建設された灌漑施設(ダム、水路(一次水路、二次水路、圃場内水路))について、設計の概要を把握した上で、NIA の技術者と共に全区間を踏査、目視にて現況を確認し、記録する。代表的な地点、及び課題(施設の損壊・損傷、水路底面への堆砂、水路法面の崩壊や浸食、水門等の劣化や逸失、設計図面との差異、低品質等)が確認された地点については、デジタル画像の記録も残す。以上二点は、PMO へ提出する。課題が確認された箇所については、NIA が対応策及び対応スケジュールを考案するよう促し、必要な助言を行う。

「構造物検査」及び「構造物検査補助」の活動が終了した後の期間は、構造物の更なる劣化が生じた事案、あるいは劣化に繋がりが得る事象の情報(たとえば自然災害による損傷等)を NIA から入手し、既往の「既存構造物の現状確認結果」の更新を支援する。

(8) HCAAP 関係者会議における NIA への支援

HCAAP 関係者会議(2019 年 5 月、8 月、11 月、2020 年 2 月を予定)において、NIA が適切な進捗報告及び協議を行えるよう支援する。

※ HCAAP 関係者会議(Multi Stakeholders Meeting)は、北サマル州政府(知事)による主催の下、国家経済開発庁(NEDA)、農業省(DA)、保健省(DOH)、NIA、地方自治体(カトゥビグ町役場、ラスナバス町役場)、水利組合等の代表者が出席し、当該事業の効果の最大化に向けた協議を持つものである。四半期に一度の頻度で開催されてきている。

(9) 月次報告書の提出

JICA に対して月次報告書を提出する。月次報告書には以下の情報を含めることとするが、これらに限るものではない。(項目建て、記載順序等は別途検討のこと。)

1) 基本 4 数値、これらに係る所感 (以下(イ)(ウ)(エ)は JICA と NIA との合意済みの定義による)

(ア) 工事進捗(Physical Accomplishment、Financial Accomplishment)(全体、及び 3 事業別)

(イ) 灌漑可能面積

(ウ) 圃場整備済面積

(エ) 作付面積

2) 既存構造物の現状確認結果(ないしこれを更新したもの)

※ 「6. 業務の内容」(7)に対応するもの。

3) 1)の「基本 4 数値」、および 2)の「既存構造物の現状確認結果」を、地図上にマッピングしたもの(すなわち位置情報を可視化したもの)

※ マッピングする地図の縮尺は、1/25,000 程度を想定する。またマッピングした電子データにおいては、それぞれの分布を示す地図をレイヤーとして、モニター上で任意のレイヤーを重ね合わせられる形を検討する。

4) 現行契約の各種管理に係る観察事項(気付いた点、NIA との協議内容、コンサルタントとしての見解)

(ア) NIA による HCAAP 灌漑施設コンポーネント後継 3 事業全体の管理に係る観察事項

(イ) NIA による施工監理(施工業者の行う品質管理、調達管理、人材管理、資機材管理等を含む)に係る観察事項

(ウ) NIA による契約管理、及び契約管理の一環としての資金管理に係る観察事項

(エ) NIA による調達業務及び調達管理に係る観察事項

(オ) その他施工全般に関連する事項(複数契約受注社のパフォーマンス、重機展開の適時性、工区を跨ぐ重機移動に伴う未舗装道路への影響、現場労働者や資機材の過不足、他公共事業からの影響等、トピックは適宜選択のこと)

(オ) 「6. 業務の内容」(2)及び(3)で言及した、PMO マネジメント層へのフィードバック内容(書面の写し)。

5) 今後の新規調達・契約に係る観察事項

6) その他の事項(天候・降雨量、NIA と水利組合との協議内容、当該地域の農業関連の特筆事項、治安上の特筆事項、地方選挙の影響等、トピックは適宜選択のこと)

(10) 協力期間後に向けた提言、及び業務完了報告書協議

本件事業期間後に NIA が実施する事項(未完工であれば引き続きの各種管理、通水試験、不備事項の是正、水利組合への引渡し、維持管理支援等)に対する提言を取りまとめた上で、通期の活動報告と併せ、PMO、NIA 第 8 地域事務所、NIA 本部(副長官級)において打合せを持ち、これを更にブラッシュアップする(効果・効率の観点から、同地域事務所と PMO とが同席する形での打合せが望ましい)。また、全協力結果を業務完了報告書(ドラフト)として取りまとめ、NIA 及び JICA からのコメントを反映して、業務完了報告書とする。

7. 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

以下いずれについても、英文版は、フィリピン側関係機関へ手交ないし公開することを前提とした内容とし、フィリピン側への伝達が適当では無い内容については、和文要約版に含める。また、以下いずれについても、印刷物に加えて電子データにても提出することとし、JICA への提出は、JICA が指定するファイル交換サイト上に格納する形にて行う。

(1) 業務計画書

記載事項: 共通仕様書第 6 条に記載するとおり

提出時期: 契約開始後 10 日以内

部数: 和文 3 部(簡易製本)

(2) インセプション・レポート

記載事項: 業務実施の基本方針・方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期: 契約開始後 15 日以内

部数: 英文 20 部(NIA15 部、JICA5 部)(簡易製本)

(3) HCAAP 事業(NIA 所掌分)の完工に向けた改善策・対応策

記載事項: (上述タイトルに同じ)

提出時期: 4 月下旬

部数: 英文 20 部(NIA15 部、JICA5 部)(簡易製本)

(4) 月次報告書

記載事項: 「6. 業務の内容」(9)に前述のとおり

提出時期: 翌月 10 日まで

部数: 英文 20 部(NIA15 部、JICA5 部)(簡易製本)、和文要約 5 部(JICA5 部)(簡易製本)

(5) 業務完了報告書(ドラフト)

記載事項: 業務の全体像及び成果

提出時期: 2020 年 1 月中旬(NIA との協議前)

部数: 英文 20 部(NIA15 部、JICA5 部)(簡易製本)、和文要約 5 部(JICA5 部)(簡易製本)

(6) 業務完了報告書

記載事項: 業務の全体像及び成果

提出時期: 2020 年 2 月中旬

部数: 英文 30 部(NIA20 部、JICA10 部)(簡易製本)、和文要約 10 部(JICA10 部)(簡易製本)

(7) デジタル画像集

記載事項: 事業対象地、及び業務遂行状況等のデジタル画像(300 点程度)(各画像に日付と簡単な説明を付すこと)

提出時期: 業務完了報告書と同時

部数: CD-R 2 部(NIA1 部、JICA1 部)

以 上

【第4 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2019年2月下旬より業務を開始し、2020年2月中旬までに最終報告書を提出する。

2. 業務量目途

(1) 担当業務、及び業務量の目安

合計 5.00M/M (国内 1.00M/M、現地 4.00M/M)

「業務主任者/事業管理支援」 合計 4.75M/M (国内 0.75M/M、現地 4.00M/M) (2号)

「構造物検査」 合計 0.25M/M (国内 0.25M/M))

3. 対象国の便宜供与

(1) 執務スペースの提供 (PMO 内の一室)

(2) 「既存構造物の現状確認」時の、NIA 技術者の同行

武装警護員の提供可能性については継続協議中。(よって、フィリピン側からの武装警護員の提供は無いものとして経費試算を願う。)

4. 配布資料 / 貸与資料 / 閲覧資料

(1) 配布資料

無し

(2) 貸与資料

下記資料は JICA フィリピン事務所 (Hirosawa.Jin@jica.go.jp) にて貸与します。

1) 「Exit Report -A Catch-up Plan on HCAAP-」 (2017年9月20日付)

2) 「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」(JICA(PP)第5-30002号) 別紙4

3) 2018年11月に JICA フィリピン事務所が NIA と行った改善案のレビュー結果

(3) 公開資料

1) カトゥビッグ農業総合開発事業 事前評価報告書、中間レビュー報告書

<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=PH->

[P221&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=PH-P221&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search)

※ 前述「UPLB チームによる SAPS 事業」は、本件プロポーザルの作成には関係しないため、当該事業に関する資料は、契約締結後に共有することとする。

5. 現地再委託、ないし特殊傭人の傭上

対象地域は NPA の活動に伴う治安上の懸念があるため、「コンサルタント等」とは別に、より現地事情に通じた「現地要員」2名(事業管理支援補助、構造物検査補助)(合計 11.50M/M 程度)への再委託ないし、当該「現地要員」2名の傭上を想定する。業務量の目安は以下のとおり。

「事業管理支援補助」 8.50M/M

「構造物検査補助」 3.00M/M

※ 後述「6. 安全管理」(2)に記載する措置を講じる必要上、これら「現地要員」は、フィリピン人である必要がある。

※「事業管理支援補助」は、【第 3 業務の目的・内容に関する事項】「6. 業務の内容」に前述のとおり、NIA 職員と共に施工現場を往訪、ないし施工業者との会議に同席の上、事業管理全般に係る課題などについて NIA 側と協議する必要があることから、NIA の業務方法等に十分な理解があると共に、説得力をもって NIA 側(日常的には PMO の責任者、時には地域事務所や本部の上層部)と協議を行える人物である必要がある。

6. 安全管理にかかる例外措置

- (1) 「事業対象地」(【第 3 業務の目的・内容に関する事項】「2. 事業の概要」(2) 事業対象地)に前述)のうち、『灌漑施設の建設地』における業務については、本件コンサルタントから、現地事情に通じた「現地要員」への再委託にて(ないし当該「現地要員」の特殊傭人としての雇用にて)実施する。
- (2) 係る「現地要員」による『灌漑施設の建設地』での業務の実施に当たっては、「ミンダナオ地域における安全管理及び渡航に係る手続き」(JICA(PP)第 5-30002 号)別紙 4 に準じて、例外措置をとる。
- (3) 当該「現地要員」による『灌漑施設の建設地』への渡航にあたっては、以下の安全対策措置を取る。
 - 1) 渡航 2 週間前までに、JICA フィリピン事務所所定のフォーマット(渡航者情報、渡航目的、渡航日程を含む)を案件担当者へ提出し、同事務所が契約する安全情報コンサルティング会社が発行する Travel Security Advisory レポート(以下、TSA)を取得する。また JICA フィリピン事務所から当該地域内特定地域への渡航制限が告げられた場合には、これを順守する。
 - 2) 当該地域への渡航時は、通信可能な通信手段を携帯する。
 - 3) 当該地域への夜間(日没から日の出までの間)の渡航、及び「当該地域」内での宿泊を禁止する。

7. 見積りの分離

- (1) 本件に従事する「現地要員」に対する必要十分な安全対策が本件コンサルタントによって講じられることを担保するため、右安全対策に係る経費は別見積りとし、価格競争の対象から除外する。

8. その他留意事項

(1) 業務従事者の拠点(宿泊先)

フィリピン側機関(NIA)との円滑な情報共有を担保する目的から、「コンサルタント等」及び「現地要員」とともに、PMO の位置する Catarman 市、あるいは NIA-HCAAP 現地事務所(Field Office)が位置する Catubig 町ないし Las Navas 町を拠点(宿泊先)とすることを想定する。「現地要員」の本来の居住地がこれら地域でない場合には、月一度の頻度で拠点(宿泊先)から本来の居住地に一時帰宅する交通費を、経費計上することを認める。

(2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(3) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地 JICA 拠点や日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、

同拠点と常時連絡が取れると体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

なお、「コンサルタント等」が『灌漑施設の建設地』に入る必要性が生じた場合には、以下の安全対策措置を取る。

- 1) 渡航 2 週間前までに、JICA フィリピン事務所所定のフォーマット(渡航者情報、渡航目的、渡航日程を含む)を案件担当者へ提出し、TSA を取得する。また JICA フィリピン事務所から当該地域内特定地域への渡航制限が告げられた場合には、これを順守する。
- 2) 当該地域への渡航時は、現地事情に精通した NIA 職員又は関係者の同行を推奨すると共に、武装警護員の同行も排除しない。
- 3) 当該地域への渡航時は、通信可能な通信手段を携行する。
- 4) 当該地域への夜間(日没から日の出までの間)の渡航、及び「当該地域」内での宿泊を禁止する。
- 5) 日頃から、カウンターパート機関(国家灌漑庁)や現地住民等からの、安全管理に有用な情報収集に努める。

※ 以上の安全管理措置は現時点のものであり、今後の現地治安状況の変化によっては、安全管理措置に変更が生じ得る。かかる安全管理措置の変更が本契約の履行、ないし契約金額に影響する場合には、本件発注者とコンサルタントの双方で対応を協議する。

(4) 不正腐敗の防止

「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(5) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、費用の一部について消費税を不課税とすることを想定する。

以 上